



福岡県医発第 2903 号（地）

平成 29 年 1 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、平成 28 年度診療報酬改定による診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の改正等に伴い、平成 28 年 12 月 27 日付けで、別紙のとおり「平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 437 号）が告示され、医療機能情報提供制度において、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項の一部が改正されました。

これに伴い、平成 19 年 10 月 19 日付福岡県医発第 1245 号（地）「医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について」（以下、「留意事項事務連絡」という。）の本編資料、別表 1 及び別表 2 が別添のとおり改められた旨、福岡県保健医療介護部医療指導課より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該制度の実施に当たっては、平成 19 年 4 月 20 日付福岡県医発第 120 号（地）「医療機能情報提供制度実施要領について」にてお知らせしている実施要領についてもご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 白石恒明

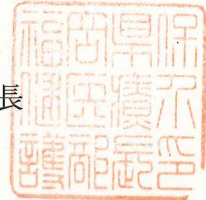
28医指第2910号

平成29年1月6日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県助産師会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省より別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277



事 務 連 絡

平成 28 年 12 月 27 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について

今般、平成 28 年度診療報酬改定による診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の改正等に伴い、本日付けで、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 437 号）が告示され、医療機能情報提供制度において、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項の一部が改正されました。

これに伴い、医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について（平成 19 年 9 月 25 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）の本編資料、別表 1 及び別表 2 を添付のとおり改めましたので、内容をご了知いただくとともに、管下の医療機関に周知をしていただきますようお願いいたします。

なお、標記制度の実施に当たっては、医療機能情報提供制度実施要領について（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330013 号厚生労働省医政局長通知）にてお示ししている実施要領についてもご了知いただき、円滑な運用に引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・ 本編資料【各医療機関別】（省令別表第 1 に記載された事項及び留意事項）
- ・ 別表 1【各医療機関別】（平成十九年厚生労働省告示第五十三号に記載された事項（第 11 条関係を除く。）等及び留意事項）
- ・ 別表 2【各医療機関共通（助産所を除く）】（平成十九年厚生労働省告



示第五十三号に記載された事項（第 11 条関係）及び留意事項）

（参考資料）

- ・ 平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 437 号）
- ・ 新旧対照表

（照会先）

厚生労働省医政局総務課 鈴木、渡部

TEL:03-5253-1111（4098、4109）

FAX:03-3501-2048

○厚生労働省告示第四百三十七号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第七條第十一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永往帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第九条中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 小兒集中治療室

第十一条第二号ホ中「神経磁気診断」を「脳磁図」に改め、同号ト中「頸部」を「頸部」に、「剥離」を「剝離」に改め、同号ワ及びカ中「脳動脈瘤」を「脳動脈瘤」に改め、同条第五号チ及びリ中「副鼻腔」を「副鼻腔」に改め、同条第六号ニ中「胸腔鏡」を「胸腔鏡」に改め、同条第七号中「腹腔鏡」を「腹腔鏡」に改め、同条第八号中「脾臓」を「脾臓」に改め、同号チ中「腹腔鏡」を「腹腔鏡」に改め、

鏡」に改め、同号ルからワまで中「臍悪性」を「臍悪性」に改め、同条第九号ヲ中「大動脈瘤」を「大動脈瘤」に改め、同号ワ中「下肢静脈瘤」を「下肢静脈瘤」に改め、同条第十号ロ中「膀胱鏡」を「膀胱鏡」に改め、同号ヌ及びル中「膀胱」を「膀胱」に改め、同号ワ及び同条第十二号ニ中「腹腔鏡」を「腹腔鏡」に改め、同条第十五号チ中「臍帶血」を「臍帶血」に改め、同条第十七号中チをリとし、同号に次のように加える。

ヌ がん患者リハビリテーション

ル 認知症患者リハビリテーション

第十一号第十七号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 廃用症候群リハビリテーション

第十一号第二十号イ中「疼痛」を「疼痛」に改め、同条第二十一号中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 粒子線治療

第十一号第二十二号ヘ中「又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影」を「、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影」に改め、同条第二十四号ホ中「障害者」を「著しく歯科診療が困難な者」に改め、同条第二十五号中「口腔」を「口腔」に改め、同条第二十六号ロ中「鍼灸」を「鍼灸」に改める。

第十二条第一号口中「腋臭症」を「腋^{えき}臭症」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ル中「結腸」を「大腸」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号又中「胃・十二指腸」を「胃、十二指腸」に改め、同号又を同号ルとし、同号中リを削り、チを又とし、同号ト中「狭窄」を「狭^{さく}窄」に改め、同号中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

へ 関節鏡下手根管開放手術

第十二条第一号ハの次に次のように加える。

二 関節鏡下半月板切除術

第十二条第二号イ中「関節鼠」を「関節^{ねずみ}鼠」に改め、同号中ワ及びカを削り、ヲをカとし、ルをワとし、同号又中「痔核」を「痔^じ核」に改め、「手術」の下に「（脱^{こう}肛を含む。）」を加え、同号又を同号ヲとし、同号リ中「腹腔鏡」を「腹^{くう}腔鏡」に改め、同号リを同号ルとし、同号チ中「腹腔鏡」を「腹^{くう}腔鏡」に、^{のう}「胆囊」を「胆囊」に改め、同号チを同号又とし、同号中トを削り、ヘをリとし、ホをトとし、トの次に次のように加える。

チ 顎下腺摘出術

第十二条第二号ニを削り、同号ハ中「靱^{じん}帯」を「靱^{じん}帯」に改め、同号中ハをホとし、ホの次に次のように加える。

へ 関節鏡下靱^{じん}帯断裂縫合手術

第十二条第二号中ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 関節鏡下半月板縫合術

第十二条第二号イの次に次のように加える。

ロ 関節鏡下関節鼠摘出手術

第十二条に次の一号を加える。

三 四泊五日手術

イ 腋臭症手術

ロ 関節鏡下手根管開放手術

ハ 胸腔鏡下交感神経節切除術

ニ 水晶体再建術

ホ 乳腺腫瘍摘出術

ヘ 経皮的シャント拡張術・血栓除去術

ト 下肢静脈瘤手術

チ ヘルニア手術

リ 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術

ヌ 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術

ル 痔核手術（脱肛を含む。）

ヲ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術

ワ 子宮頸部（膣部）切除術

カ 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

第十三条第二号中「百日咳」を「百日せき」に改め、同条中第二十二号を第二十三号とし、同条に次の一号を加える。

二十四 髄膜炎菌感染症の予防接種

第十三条中第二十一号を削り、第二十号を第二十二号とし、第十六号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を削り、第十四号を第十七号とし、第十三号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 成人の肺炎球菌感染症の予防接種

第十三条中第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 水痘の予防接種

第十三条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 破傷風の予防接種

第十四条第一号中カをナとし、同号に次のように加える。

ラ 訪問歯科衛生指導

ム 歯科疾患在宅療養管理

ウ 在宅患者歯科治療総合医療管理

エ 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理

第十四条第一号中ワをタとし、タの次に次のように加える。

レ 在宅患者連携指導

ソ 在宅患者緊急時等カンファレンス

ツ 在宅患者共同診療

ネ 在宅患者訪問褥瘡管理指導

第十四条第一号中ヲをヨとし、ルをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 介護職員等喀痰吸引等指示

第十四条第一号中ヌをヲとし、リをルとし、チをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 同一建物居住者訪問看護・指導

第十四条第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 施設入居時等医学総合管理

第十四条第二号中ヨをラとし、同号に次のように加える。

ム 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理

ウ 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理

第十四条第二号中カをナとし、同号ワ中「疼痛」を「疼痛^{とう}」に改め、同号中ワをレとし、レの次に次のように加える。

ソ 在宅振戦等刺激装置治療指導管理

ツ 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理

ネ 在宅仙骨神経刺激療法指導管理

第十四条第二号中ヲをタとし、同号ル中「腫瘍」を「腫瘍等」に改め、同号中ルをカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理

第十四条第二号中ヌをワとし、リをヲとし、チをルとし、トをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 在宅小児経管栄養法指導管理

第十四条第二号中ヘをチとし、ホをトとし、ニをヘとし、同号ハ中「灌流」を「灌流^{かん}」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 在宅小児低血糖症患者指導管理

ニ 在宅妊娠糖尿病患者指導管理

第十四条第三号へ中「疼痛」を「疼痛^{とう}」に改め、同号ト中「褥瘡」を「褥瘡^{じよくそう}」に改める。

第十六条第四号中「受胎調整実施指導」を「受胎調節実地指導」に改める。

第十九条中「第十一条第一項」を「第十一条」に、「ト及びチ」を「ト、チ、リ、ヌ及びル」に、「及びハ」を「ハ及びニ」に改める。

平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。 一 十 (略) 十一 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。） 十二 四十七 (略) 第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。 一 四 (略) 五 小児集中治療室 六 十五 (略) 第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。 一 (略) 二 神経・脳血管領域 イ 二 (略) ホ 脳磁図	第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。 一 十 (略) 十一 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永往帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。） 十二 四十七 (略) 第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。 一 四 (略) 五 (新設) 五 十四 (略) 第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。 一 (略) 二 神経・脳血管領域 イ 二 (略) ホ 神経磁気診断

へ（略）
ト 頸部動脈血栓内膜剝離術
チ・ヲ（略）
ワ 脳動脈瘤根治術（終日対応することができるものに限る。）
カ ワ以外の脳動脈瘤根治術
ヨ・ラ（略）
三・四（略）
五 耳鼻咽喉領域
イ・ト（略）
チ 副鼻腔炎手術
リ 内視鏡下副鼻腔炎手術
ヌ・ツ（略）
六 呼吸器領域
イ・ハ（略）
ニ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術
ホ・チ（略）
七 消化器系領域
イ・カ（略）
ヨ 腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術
タ・レ（略）
八 肝・胆道・膵臓領域
イ 肝・胆道・膵臓領域の一次診療
ロ・ト（略）
チ 腹腔鏡下胆石症手術
リ・ヌ（略）
ル 膵悪性腫瘍手術
ヲ 膵悪性腫瘍化学療法
ワ 膵悪性腫瘍放射線療法
カ・ヨ（略）

へ（略）
ト 頸部動脈血栓内膜剝離術
チ・ヲ（略）
ワ 脳動脈瘤根治術（終日対応することができるものに限る。）
カ ワ以外の脳動脈瘤根治術
ヨ・ラ（略）
三・四（略）
五 耳鼻咽喉領域
イ・ト（略）
チ 副鼻腔炎手術
リ 内視鏡下副鼻腔炎手術
ヌ・ツ（略）
六 呼吸器領域
イ・ハ（略）
ニ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術
ホ・チ（略）
七 消化器系領域
イ・カ（略）
ヨ 腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術
タ・レ（略）
八 肝・胆道・膵臓領域
イ 肝・胆道・膵臓領域の一次診療
ロ・ト（略）
チ 腹腔鏡下胆石症手術
リ・ヌ（略）
ル 膵悪性腫瘍手術
ヲ 膵悪性腫瘍化学療法
ワ 膵悪性腫瘍放射線療法
カ・ヨ（略）

九 循環器系領域	
イ ハ ル	大動脈瘤手術
ワ	下肢静脈瘤手術
カ・ヨ	(略)
十 腎・泌尿器系領域	
イ	(略)
ロ	膀胱鏡検査
ハ リ	(略)
ヌ	膀胱悪性腫瘍手術
ル	膀胱悪性腫瘍化学療法
ヲ	(略)
ワ	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
カ レ	(略)
十一 (略)	
十二 婦人科領域	
イ ハ	(略)
ニ	腹腔鏡下子宮筋腫摘出術
ホ ヌ	(略)
十三・十四 (略)	
十五 血液・免疫系領域	
イ ト	(略)
チ	臍帯血移植
リ ワ	(略)
十六 (略)	
十七 リハビリ領域	
イ ニ	(略)
ホ	廃用症候群リハビリテーション
ヘ リ	(略)
ヌ	がん患者リハビリテーション

九 循環器系領域	
イ ハ ル	大動脈瘤手術
ワ	下肢静脈瘤手術
カ・ヨ	(略)
十 腎・泌尿器系領域	
イ	(略)
ロ	膀胱鏡検査
ハ リ	(略)
ヌ	膀胱悪性腫瘍手術
ル	膀胱悪性腫瘍化学療法
ヲ	(略)
ワ	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
カ レ	(略)
十一 (略)	
十二 婦人科領域	
イ ハ	(略)
ニ	腹腔鏡下子宮筋腫摘出術
ホ ヌ	(略)
十三・十四 (略)	
十五 血液・免疫系領域	
イ ト	(略)
チ	臍帯血移植
リ ワ	(略)
十六 (略)	
十七 リハビリ領域	
イ ニ	(略)
ホ	(新設)
ヘ チ	(略)
(新設)	

ル	認知症患者リハビリテーション
十八・十九	(略)
二十	緩和ケア領域
イ	医療用麻薬によるがん疼痛治療
ロ・ハ	(略)
二十一	放射線治療領域
イ・ハ	(略)
ニ	粒子線治療
ホ・ヘ	(略)
二十二	画像診断
イ・ホ	(略)
ヘ	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影
二十三	(略)
二十四	歯科領域
イ・ニ	(略)
ホ	著しく歯科診療が困難な者の歯科治療
ヘ	(略)
二十五	口腔外科領域
イ・ニ	(略)
ホ	口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療
二十六	その他
イ	(略)
ロ	鍼灸治療
ハ・ニ	(略)
第十二条	規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。
一	日帰り手術
イ	(略)

(新設)	
十八・十九	(略)
二十	緩和ケア領域
イ	医療用麻薬によるがん疼痛治療
ロ・ハ	(略)
二十一	放射線治療領域
イ・ハ	(略)
(新設)	
ニ・ホ	(略)
二十二	画像診断
イ・ホ	(略)
ヘ	ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
二十三	(略)
二十四	歯科領域
イ・ニ	(略)
ホ	障害者の歯科治療
ヘ	(略)
二十五	口腔外科領域
イ・ニ	(略)
ホ	口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療
二十六	その他
イ	(略)
ロ	鍼灸治療
ハ・ニ	(略)
第十二条	規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。
一	日帰り手術
イ	(略)

ロ	腋臭症手術	ハ	(略)	ニ	関節鏡下半月板切除術	ホ	(略)	ヘ	関節鏡下手根管開放手術	ト	・チ (略)	リ	気管支狭窄拡張術	ヌ	(略)	ル	(削る)	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	ヲ	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	ワ	(略)	二	一泊二日手術	イ	関節鼠摘出手術	ロ	関節鏡下関節鼠摘出手術	ハ	(略)	ニ	関節鏡下半月板縫合術	ホ	靱帯断裂縫合術	ヘ	関節鏡下靱帯断裂縫合手術	(削る)	ト	(略)	チ	顎下腺摘出手術	リ	(略)	ト	(削る)	ヌ	腹腔鏡下胆嚢摘出手術	ル	腹腔鏡下虫垂切除術	ヲ	痔核手術 (脱肛を含む。)	ワ・カ	(略)	(削る)	(削る)
---	-------	---	-----	---	------------	---	-----	---	-------------	---	--------	---	----------	---	-----	---	------	----------------------	---	------------------	---	-----	---	--------	---	---------	---	-------------	---	-----	---	------------	---	---------	---	--------------	------	---	-----	---	---------	---	-----	---	------	---	------------	---	-----------	---	---------------	-----	-----	------	------

ロ	腋臭症手術	ハ	(略)	ニ	(新設)	ホ	(略)	ヘ	(略)	ト	下肢静脈瘤手術	チ	腹腔鏡下胆嚢摘出手術	リ	腹腔鏡下虫垂切除術	ヌ	痔核手術	ル・ヲ	(略)	子宮頸部切除術	カ	子宮鏡下子宮筋腫摘出手術	イ	(新設)	関節鼠摘出手術	ロ	(略)	ハ	(新設)	靱帯断裂縫合術	ニ	(新設)	胸腔鏡下交感神経節切除術	ホ	(略)	ヘ	(略)	ト	ヘルニア手術	リ	ヘルニア手術	ヌ	内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術	ル	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術	ヲ	(略)	二	一泊二日手術	イ	関節鼠摘出手術	ロ	(略)	ハ	(新設)	靱帯断裂縫合術	ニ	(略)	ホ	(略)	ヘ	(略)	ト	気管支狭窄拡張術	ホ・ヘ	(略)	(新設)	ト	・チ (略)	リ	気管支狭窄拡張術	ヌ	(略)	ル	(削る)	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	ヲ	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	ワ	(略)	二	一泊二日手術	イ	関節鼠摘出手術	ロ	関節鏡下関節鼠摘出手術	ハ	(略)	ニ	関節鏡下半月板縫合術	ホ	靱帯断裂縫合術	ヘ	関節鏡下靱帯断裂縫合手術	(削る)	ト	(略)	チ	顎下腺摘出手術	リ	(略)	ト	(削る)	ヌ	腹腔鏡下胆嚢摘出手術	ル	腹腔鏡下虫垂切除術	ヲ	痔核手術 (脱肛を含む。)	ワ・カ	(略)	(削る)	(削る)
---	-------	---	-----	---	------	---	-----	---	-----	---	---------	---	------------	---	-----------	---	------	-----	-----	---------	---	--------------	---	------	---------	---	-----	---	------	---------	---	------	--------------	---	-----	---	-----	---	--------	---	--------	---	----------------------	---	------------------	---	-----	---	--------	---	---------	---	-----	---	------	---------	---	-----	---	-----	---	-----	---	----------	-----	-----	------	---	--------	---	----------	---	-----	---	------	----------------------	---	------------------	---	-----	---	--------	---	---------	---	-------------	---	-----	---	------------	---	---------	---	--------------	------	---	-----	---	---------	---	-----	---	------	---	------------	---	-----------	---	---------------	-----	-----	------	------

ヨ (略)

三 四 泊五日手術

イ 腋臭症手術

ロ 関節鏡下手根管開放手術

ハ 胸腔鏡下交感神経節切除術

ニ 水晶体再建術

ホ 乳腺腫瘍摘出術

ヘ 経皮的シヤント拡張術・血栓除去術

ト 下肢静脈瘤手術

チ ヘルニア手術

リ 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術

ヌ 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術

ル 痔核手術(脱肛を含む。)

ヲ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術

ワ 子宮頸部(腔部)切除術

カ 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(8)及びロ(7)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

一 (略)

二 ジフテリア、百日せき及び破傷風の三種混合の予防接種

三 八 (略)

九 破傷風の予防接種

十 十三 (略)

十四 水痘の予防接種

十五 インフルエンザの予防接種

十六 成人の肺炎球菌感染症の予防接種

十七 (略)

(削る)

十八 二十二 (略)

ヨ (略)

(新設)

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(8)及びロ(7)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

一 (略)

二 ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種

三 八 (略)

九 十二 (新設) (略)

十三 インフルエンザの予防接種 (新設)

十四 (略)

十五 水痘の予防接種

十六 二十 (略)

(削る)

二十三 ロタウイルス感染症の予防接種

二十四 髄膜炎菌感染症の予防接種

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 在宅医療

イ ホ (略)

ヘ 施設入居時等医学総合管理

ト リ (略)

ヌ 同一建物居住者訪問看護・指導

ル ワ (略)

カ 介護職員等喀痰吸引等指示

ヨ タ (略)

レ 在宅患者連携指導

ソ 在宅患者緊急時等カンファレンス

ツ 在宅患者共同診療

ネ 在宅患者訪問褥瘡管理指導

ナ (略)

ラ 訪問歯科衛生指導

ム 歯科疾患在宅療養管理

ウ 在宅患者歯科治療総合医療管理

エ 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理

二 在宅療養指導

イ ロ (略)

ハ 在宅小児低血糖症患者指導管理

ニ 在宅妊娠糖尿病患者指導管理

ホ 在宅自己腹膜灌流指導管理

ヘ リ (略)

ヌ 在宅小児経管栄養法指導管理

二十一 成人の肺炎球菌感染症の予防接種

二十二 ロタウイルス感染症の予防接種

(新設)

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 在宅医療

イ ホ (略)

ヘ チ (新設)

リ ル (略)

ヲ ワ (新設)

カ (略)

ソ (新設)

ツ (新設)

ネ (新設)

ナ (略)

ラ (新設)

ム (新設)

ウ (新設)

エ (新設)

二 在宅療養指導

イ ロ (略)

ハ (新設)

ニ (新設)

ホ 在宅自己腹膜灌流指導管理

ヘ ト (略)

ヌ (新設)

ヌ (略)

ヌ (新設)

ヌ (略)

ル	在宅悪性腫瘍患者指導管理
カ	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理
ヨ	在宅自己疼痛管理指導管理
タ	在宅自己疼痛管理指導管理
レ	在宅振戦等刺激装置治療指導管理
ソ	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理
ツ	在宅仙骨神経刺激療法指導管理
ネ	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理
ナ	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理
ム	診療内容
ウ	イホ
三	疼痛の管理
イ	褥瘡の管理
ヘ	チカ
ト	（略）
チ	（略）
四	（略）
第十六条	規則別表第一第二の項第一号ニ(2)に規定する厚生労働大臣の定める相談又は指導は、次のとおりとする。
一	三
四	家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。）
五	六
第十九条	規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一一条において厚生労働大臣が定めるもののうち、第一号チ及びヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、リ、ヌ、ワ及びタ、第六号ハ及びニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ、ル、カ及びヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、カ及びヨ

チ	在宅悪性腫瘍患者指導管理
ル	在宅自己疼痛管理指導管理
ヲ	（新設）
ワ	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
カ	（略）
（新設）	（略）
（新設）	（略）
三	診療内容
イ	イホ
ヘ	疼痛の管理
ト	褥瘡の管理
チ	チカ
（略）	（略）
四	（略）
第十六条	規則別表第一第二の項第一号ニ(2)に規定する厚生労働大臣の定める相談又は指導は、次のとおりとする。
一	三
四	家族計画指導（受胎調整実施指導を含む。）
五	六
第十九条	規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一一条第一項において厚生労働大臣が定めるもののうち、第一号チ及びヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、リ、ヌ、ワ及びタ、第六号ハ及びニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ、ル、カ及びヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、カ

、第九号へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びへ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号へ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ及びル、第十八号ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及びへ、第二十一号ロ、ハ及びニ、第二十二号ハ、ニ、ホ及びへ並びに第二十六号ニの実施件数とする。

及びヨ、第九号へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びへ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号へ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、へ、ト及びチ、第十八号ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及びへ、第二十一号ロ及びハ、第二十二号ハ、ニ、ホ及びへ並びに第二十六号ニの実施件数とする。

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報		
1 病院の名称		
2 病院の開設者		
3 病院の管理者		
4 病院の所在地		
5 病院の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日		
8 診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
9 病床種別及び届出又は許可病床数		医療法第7条第2項に規定する病床種別（一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の別）
		医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数（一般病床数、療養病床数、精神病床数、感染症病床数、結核病床数）
(2)病院へのアクセス		
10 病院までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11 病院の駐車場	(i) 駐車場の有無	敷地内及び隣接地（概ね徒歩5分圏内）に駐車場を保有しているかどうか。
	(ii) 駐車台数	(i) の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
	(iii) 有料又は無料の別	(i) の駐車場の有料・無料の区別を記載（有料の場合、料金を記載することも差し支えない。）
12 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
13 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
14 診療科目別の外来受付時間		
15 予約診療の有無		
16 時間外における対応		別表1の1)
17 面会の日及び時間帯		
(3)院内サービス・アメニティ		
18 院内処方の有無		外来患者に対して、病院内で処方が行われているかどうか。
19 対応することができる外国語の種類		
20 障害者に対するサービス内容		別表1の2)
21 車椅子利用者に対するサービス内容		別表1の3)
22 受動喫煙を防止するための措置		別表1の4)
23 医療に関する相談に対する体制の状況	(i) 医療に関する相談窓口設置の有無	
	(ii) 相談員の人数	医療に関する相談窓口を設置している場合の、窓口対応を行う医療ソーシャルワーカー等の相談員の人数（※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載）
24 入院食の提供方法		別表1の5)
25 病院内の売店又は食堂（外来者が使用するものに限る。）の有無		

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
(4)費用負担等			
26	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別表1の6)
27	選定療養	(i)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額	
		(ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
		(iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
		(iv)「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
		(v)「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
28	治験の実施の有無及び契約件数		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
29	クレジットカードによる料金の支払いの可否		
30	先進医療の実施の有無及び内容		病院において、健康保険法(大正11年法律第70号)により厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進医療を実施しているかどうか。実施している場合は先進医療の内容(ただし、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において、字数制限を定めることができる。)
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
31	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数		別表1の7) 該当する資格を保有する医療従事者(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門資格を保有する医療従事者の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)をその種類毎に記載すること
32	保有する施設設備		別表1の8)
33	併設している介護施設		別表1の9)※同一敷地内に併設されているもの
34	対応することができる疾患・治療の内容		別表2
35	対応することができる短期滞在手術		別表1の10)①(日帰り手術)
			別表1の10)②(1泊2日手術)
			別表1の10)③(4泊5日手術)
36	専門外来の有無及び内容		病院内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
37	健康診査及び健康相談の実施	(i)健康診査の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
		(ii)健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
38	対応することができる予防接種		別表1の11)
39	対応することができる在宅医療		別表1の12)
40	対応することができる介護サービス		別表1の13)

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
41	セカンド・オピニオンに関する状況	(i)セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること)
		(ii)セカンド・オピニオンのための診察の有無及び料金	患者がセカンドオピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンドオピニオンを行っているかどうか。また、セカンドオピニオンを自費診療としている場合の料金
42	地域医療連携体制	(i)医療連携体制に関する窓口の設置の有無	「地域医療連携室」など、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための窓口を設置しているかどうか。
		(ii)地域連携クリティカルパスの有無	退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。
43	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無		退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。
3. 医療の実績、結果に関する事項			
44	病院の人員配置	(i)医療従事者の人員数	別表1の14) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
		(ii)外来患者を担当する医療従事者の人員数	(i)の医療従事者のうち、主として外来患者を担当するもの(病棟担当と分けられない場合、重複計上可)
		(iii)入院患者を担当する医療従事者の人員数	(i)の医療従事者のうち、主として入院患者を担当するもの(外来担当と分けられない場合、重複計上可)
45	看護師の配置状況		病院の病床別のそれぞれの看護師実質配置の状況(1対〇) (計算方法)各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算) ※「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること
46	法令上の義務以外の医療安全対策	(i)医療安全についての相談窓口の設置の有無	病院内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。
		(ii)医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。 また、専任は、医療安全対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合を
		(iii)安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	専任の医療に係る安全管理を行う者及びその他必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会等で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を行う部門を設置しているかどうか。
		(iv)医療事故情報収集等事業への参加の有無	医療法施行規則に基づく事故等分析事業(事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。
47	法令上の義務以外の院内感染対策	(i)院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別	当該病院における院内感染対策を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。 また、専任は、院内感染対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合を
		(ii)院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	専任の院内感染対策を行う者及びその他必要な職員で構成され、院内感染対策のための委員会等で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の院内感染対策を行う部門を設置しているかどうか。
		(iii)院内における感染症の発症率に関する分析の実施の有無	対象を定め、継続的・定期的に集計・解析し、何らかの形で医療機関における院内感染対策の取組として活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
48	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		入院診療計画を策定するにあたり、院内において患者の治療の状況に応じた部門間等の連携体制をとっているかどうか。
49	診療情報管理体制	(i)オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況	別表1の15) 検査、処方や予約に係る業務をオンライン上で指示したり、検査結果を検索・参照できるシステム(オーダエントリーシステム)の導入の有無及びその導入範囲(例:検査及び処方まで導入)
		(ii)ICDコードの利用の有無	「ICDコードの利用」とは、ICD(※)コードに基づいた診療情報管理を行っていること。 ※ICD(疾病及び関連保健問題の国際統計分類):異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較等を行うことを目的に、世界保健機関(WHO)より提示さ
		(iii)電子カルテシステムの導入の有無	
		(iv)診療録管理専任従事者の有無及び人数	専任の診療記録を管理する者を配置しているかどうか。

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
50	情報開示に関する窓口の有無		病院内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口を設置し、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。
51	症例検討体制	(i) 臨床病理検討会の有無	当該病院内において定期的に実施している臨床病理検討会 (CPC) があるかどうか。
		(ii) 予後不良症例に関する院内検討体制の有無	当該病院内において予後不良症例に関する検討を行う体制 (M & M) があるかどうか。
52	治療結果情報	(i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無	例えば、死亡率、再入院率など、当該病院における患者に対する治療結果に関して何らかの分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無	「治療結果に関する分析結果の提供」は、治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか、または、年報やホームページで提供しているかどうか。
53	患者数	(i) 病床の種別ごとの患者数	「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。
		(ii) 外来患者数	「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含まない。
		(iii) 在宅患者数	「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在宅診療日数で除した数を記入する。
54	平均在院日数		報告する年度の前年度の【在院患者延数／(1/2×(新入院患者数+退院患者数))】(病床種別)
55	患者満足度の調査	(i) 患者満足度の調査の実施の有無	患者に行う病院に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	(i) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
56	(財)日本医療機能評価機構による認定の有無		(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審し、認定証を発行されているかどうか。
57	診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		(財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。

医療機関の医療機能に関する情報【診療所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報		
1 診療所の名称		
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		
5 診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日		
8 診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
9 病床種別及び届出又は許可病床数		医療法第7条第2項に規定する病床種別（一般病床、療養病床の別）
		医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数（一般病床数、療養病床数）
(2)診療所へのアクセス		
10 診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11 診療所の駐車場	(i)駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
	(ii)駐車台数	(i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
	(iii)有料又は無料の別	(i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
12 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
13 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
14 診療科目別の外来受付時間		
15 予約診療の有無		
16 時間外における対応		別紙1の1)
17 面会の日及び時間帯		
(3)院内サービス・アメニティ		
18 院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
19 対応することができる外国語の種類		
20 障害者に対するサービス内容		別紙1の2)
21 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の3)
22 受動喫煙を防止するための措置		別紙1の4)
23 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載)
(4)費用負担等		
24 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の診療所の種類		別紙1の5)
	(i)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額	

25	選定療養	(ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
		(iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
26	治験の実施の有無及び契約件数		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
27	クレジットカードによる料金の支払いの可否		
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
28	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数		別紙1の6) 該当する資格を保有する医療従事者(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門資格を保有する医療従事者の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)をその種類毎に記載すること
29	併設している介護施設		別紙1の7)
30	対応することができる疾患又は治療の内容		別紙2
31	対応することができる短期滞在手術		別表1の10)①(日帰り手術)
			別表1の10)②(1泊2日手術)
			別表1の10)③(4泊5日手術)
32	専門外来の有無及び内容		診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
33	健康診査及び健康相談の実施	(i)健康診査の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
		(ii)健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
34	対応することができる予防接種		別紙1の9)
35	対応することができる在宅医療		別紙1の10)※同一敷地内に併設されているもの
36	対応することができる介護サービス		別紙1の11)
37	セカンド・オピニオンに関する状況	(i)セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること)
		(ii)セカンド・オピニオンのための診察の有無及び料金	患者がセカンドオピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンドオピニオンを行っているかどうか。また、セカンドオピニオンを自費診療としている場合の料金
38	地域医療連携体制	(i)地域連携クリティカルパスの有無	退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。
39	地域の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無		退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。

3. 医療の実績、結果に関する事項		
40	診療所の人員配置	(i) 医療従事者の人員数 別紙1の12) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
41	看護師の配置状況	有床診療所の病床別のそれぞれの看護師実質配置の状況(1対○) (計算方法)各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算) ※「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること。
42	法令上の義務以外の医療安全対策	(i) 医療事故情報収集等事業への参加の有無 医療法施行規則に基づく事故等分析事業(事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。
43	法令上の義務以外の院内感染対策	(i) 院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無 対象を定め、継続的・定期的に集計・解析し、何らかの形で医療機関における院内感染対策の取組として活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
44	電子カルテシステムの導入の有無	
45	情報開示に関する窓口の有無	診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。
46	治療結果情報	(i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無 当該診療所における患者に対する治療結果に関して行う分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無 治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか。
47	患者数	(i) 病床種別ごとの患者数 「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。
		(ii) 外来患者数 「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含まない。
		(iii) 在宅患者数 「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在宅診療日数で除した数を記入する。
48	平均在院日数	報告する年度の前年度の【在院患者延数／(1/2×(新入院患者数+退院患者数))】(病床種別)
49	患者満足度の調査	(i) 患者満足度の調査の実施の有無 患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無 (i) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
50	診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無	(財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。

医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報		
1 診療所の名称		
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		
5 診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日		
8 診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
(2)診療所へのアクセス		
9 診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
10 診療所の駐車場	(i)駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
	(ii)駐車台数	(i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
	(iii)有料又は無料の別	(i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
11 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
12 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
13 診療科目別の外来受付時間		
14 予約診療の有無		
(3)院内サービス・アメニティ		
15 院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
16 対応することができる外国語の種類		
17 障害者に対するサービス内容		別紙1の1)
18 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の2)
19 受動喫煙を防止するための措置		別紙1の3)
20 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載。)
(4)費用負担等		
21 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別紙1の4)
22 クレジットカードによる料金の支払いの可否		
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
23 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数		別紙1の5) 該当する資格を保有する医療従事者(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門資格を保有する医療従事者の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)をその種類毎に記載すること

24	対応することができる疾患又は治療の内容		別紙2
25	専門外来の有無及び内容		診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
26	健康診査及び健康相談の実施	(i) 健康診査の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
		(ii) 健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
27	対応することができる在宅医療		別紙1の6)
3. 医療の実績、結果に関する事項			
28	歯科診療所の人員配置	(i) 医療従事者の人員数	別紙1の7) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
29	情報開示に関する窓口の有無		診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。
30	患者数	(i) 外来患者数	「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含めない。
31	患者満足度の調査	(i) 患者満足度の調査の実施の有無	患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	(i) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報		
1 助産所の名称		
2 助産所の開設者		
3 助産所の管理者		
4 助産所の所在地		
5 助産所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 就業日		助産所において業務を行っている曜日及び休業日等を記載
7 就業時間		助産所において業務を行っている時間を記載
(2)助産所へのアクセス		
8 助産所までの主な利用交通手段		助産所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から助産所までの主な交通手段、所要時間等を記載
9 助産所の駐車場	(i)駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
	(ii)駐車台数	(i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
	(iii)有料又は無料の別	(i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
10 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
11 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
12 面会の日及び時間帯		
13 外来受付時間		
14 予約の有無		
15 助産所の業務形態		別紙1の1)
16 時間外における対応の有無		就業時間以外における対応が可能かどうか。
(3)院内サービス・アメニティ		
17 対応することができる外国語の種類		
18 障害者に対するサービス内容		別紙1の2)
19 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の3)
20 受動喫煙を防止するための措置		別紙1の4)
(4)費用負担等		
21 クレジットカードによる料金の支払いの可否		
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
22 家族付き添い室の有無		出産等に際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。
23 妊産婦等に対する相談又は指導		別紙1の5)

3. 医療の実績、結果に関する事項			
24	助産所の人員配置	(i) 医療従事者の人員数	別紙1の6) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
25	分娩取扱数		報告する年度の前年度の分娩件数
26	妊産婦等満足度の調査	(i) 妊産婦等満足度の調査の実施の有無	妊産婦等に対し、助産所の満足度に関するアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		(ii) 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無	(i) のアンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。
27	(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		(財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	時間外（休日夜間）対応	1 終日の対応 2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応 3 連携する病院又は診療所への電話の転送	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと 診療時間外（含む休日・夜間）に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること 病院・診療所が、診療時間外（含む休日・夜間）に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること
2)	障害者に対する配慮	1 手話による対応 2 施設内の情報の表示 3 音声による情報の伝達 4 施設内点字ブロックの設置 5 点字による表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)	車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
4)	受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施 2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
5)	入院食の情報	1 適時及び適温による食事の提供 2 病床外での食事可能 3 選択可能な入院食の提供	
6)	医療保険、公費負担等	1 保険医療機関 2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関 3 労災保険指定医療機関 4 指定自立支援医療機関（更生医療） 5 指定自立支援医療機関（育成医療） 6 指定自立支援医療機関（精神通院医療） 7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関 8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院 9 精神保健指定医の配置されている医療機関	健康保険法（大正11年法律第70号）により指定を受けた医療機関 保険医療機関以外の医療機関 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		10	生活保護法指定医療機関(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく指定医療機関を含む。)	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		11	医療保護施設(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。)	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
		12	結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		13	指定養育医療機関	母子保健法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関
		14	指定療育機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、結核にかかっている児童に対し必要な医療等を行う機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関
		15	指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		16	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
		17	戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
		18	原子爆弾被害者医療指定医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		19	原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
		20	特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する病院
		21	公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		22	母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法（昭和23年法律第156号）により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関
		23	特定機能病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院
		24	臨床研究中核病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、特定臨床研究を行う病院で一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣が個別に承認する病院
		25	地域医療支援病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院
		26	災害拠点病院	「災害拠点病院整備事業の実施について（平成8年5月10日付健政発第435号）」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院
		27	へき地医療拠点病院	「へき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付医政発第529号）」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院
		28	小児救急医療拠点病院	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院
		29	救命救急センター	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
		30	臨床研修病院	医師法（昭和23年法律第201号）により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
		31	特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		32	臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
		33	臨床教授等病院	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師が医療に関する知識及び技能の教授又は医学もしくは歯科医学の研究を行うため、高度かつ専門的な医療を提供する病院として、厚生労働大臣が指定する病院
		34	がん診療連携拠点病院	「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日付健発第0301001号）により、地域におけるがん診療の連携の拠点として、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した病院
		35	エイズ治療拠点病院	「エイズ治療の拠点病院の整備について（平成5年健医発第825号）」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		36 肝疾患診療連携拠点病院	「肝疾患診療体制の整備について（平成１９年健発第０４１９００１号）」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
		37 特定疾患治療研究事業委託医療機関	「特定疾患治療研究事業について（昭和４８年衛発第２４２号）」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当として都道府県が契約した医療機関
		38 在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６３号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た診療所
		39 在宅療養支援歯科診療所	「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、在宅等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６３号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出たもの
		40 在宅療養支援病院	「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６３号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
		41 在宅療養後方支援病院	「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６３号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
		42 DPC対象病院	「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成１８年厚生労働省告示第１３８号）」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院
		43 無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法(昭和２６年法律第４５号)により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
		44 総合周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成２２年１月２６日付医政発０１２６第１号の別添２）により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療施設として、都道府県が指定したもの
		45 地域周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成２２年１月２６日付医政発０１２６第１号の別添２）により、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として、都道府県が認定したもの
		46 不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成１７年８月２３日付雇児発第０８２３００１号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設
		47 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから１～２週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
7)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類	1	平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類	
8)	保有する施設設備	1	集中治療室（ICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		2	冠状動脈疾患専用集中治療室（CCU）	上記ICUのうち、特に冠疾患専用の部門を有するもの
		3	脳卒中専用集中治療室（SCU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する脳卒中ケアユニット入院医療管理料に関する施設基準を満たすもの
		4	呼吸器疾患専用集中治療室（RCU）	上記ICUのうち、特に呼吸器疾患専用の部門を有するもの
		5	小児集中治療室（PICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する小児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		6	新生児集中治療室（NICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		7	母体胎児集中治療室（MFICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
		8	手術室	
		9	無菌治療室	滅菌水の供給が常時可能であること、室内の空気清浄度がISOクラス7以上であること等の要件を満たす無菌治療室
		10	機能訓練室	
		11	精神科保護室	
		12	病理解剖室	
		13	高気圧酸素治療室	
		14	ヘリコプターを含む患者搬送車	
		15	新生児搬送車	
9)	併設している介護関係施設等	1	介護老人福祉施設	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		2	介護老人保健施設	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設
		3	居宅介護支援事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行う事業所
		4	介護予防支援事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者が、指定介護予防サービス等の適切な利用等をすることができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5	老人介護支援センター	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
		6	訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所
		7	通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所又は居宅要支援者について、その介護予防を目的として、同法の規定する老人デイサービス等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所
		8	通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所
		9	短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
		10	短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所
		11	特定施設又は介護予防特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものを行う事業所 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		13	地域密着型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと。
		14	認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(認知症)であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
		15	小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
		16	認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は要支援者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
		17	地域密着型特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの
		18	地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
		19	複合型サービス事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを行う事業所
		20	第一号通所事業に係る事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
10)	対応可能な短期滞在手術		
	①日帰り手術	1 皮膚、皮下腫瘍摘出術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 腋臭症手術	同上
		3 半月板切除術	同上
		4 関節鏡下半月板切除術	同上
		5 手根管開放手術	同上
		6 関節鏡下手根管開放手術	同上
		7 水晶体再建術	同上
		8 乳腺腫瘍摘出術	同上
		9 気管支狭窄拡張術	同上
		10 気管支腫瘍摘出術	同上
		11 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	同上
		12 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	同上
		13 経尿道的レーザー前立腺切除術	同上
	②1泊2日手術	1 関節鼠摘出手術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 関節鏡下関節鼠摘出手術	同上
		3 半月板縫合術	同上
		4 関節鏡下半月板縫合術	同上
		5 靱帯断裂縫合術	同上
		6 関節鏡下靱帯断裂縫合術	同上
		7 顎下腺腫瘍摘出術	同上
		8 顎下腺摘出術	同上
		9 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術	同上
		10 腹腔鏡下胆嚢摘出術	同上
		11 腹腔鏡下虫垂切除術	同上
		12 痔核手術（脱肛を含む。）	同上
		13 経尿道的尿路結石除去術	同上
		14 尿失禁手術	同上
		15 子宮附属器腫瘍摘出術	同上
	③4泊5日手術	1 腋臭症手術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 関節鏡下手根管開放手術	同上
		3 胸腔鏡下交感神経節切除術	同上
		4 水晶体再建術	同上
		5 乳腺腫瘍摘出術	同上
		6 経皮的シャント拡張術・血栓除去術	同上
		7 下肢静脈瘤手術	同上
		8 ヘルニア手術	同上
		9 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術	同上
		10 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	同上
		11 痔核手術（脱肛を含む。）	同上
		12 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	同上
		13 子宮頸部（腔部）切除術	同上
		14 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	同上

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
11)	対応可能な予防接種	1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合の予防接種	
		2 ジフテリア、百日せき及び破傷風の三種混合の予防接種	
		3 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種	
		4 急性灰白髄炎の予防接種	
		5 麻しんの予防接種	
		6 風しんの予防接種	
		7 麻しん及び風しんの二種混合の予防接種	
		8 日本脳炎の予防接種	
		9 破傷風の予防接種	
		10 結核の予防接種	
		11 Hib感染症の予防接種	
		12 小児の肺炎球菌感染症の予防接種	
		13 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種	
		14 水痘の予防接種	
		15 インフルエンザの予防接種	
		16 成人の肺炎球菌感染症の予防接種	
		17 おたふくかぜの予防接種	
		18 A型肝炎の予防接種	
		19 B型肝炎の予防接種	
		20 コレラの予防接種	
		21 狂犬病の予防接種	
		22 黄熱病の予防接種	
		23 ロタウイルス感染症の予防接種	
		24 髄膜炎菌感染症の予防接種	
12)	対応可能な在宅医療		
	①在宅医療	1 往診（終日対応することができるものに限る。）	2 4 時間の往診が可能な場合に選択
		2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
		3 退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 在宅患者訪問診療	同上
		5 在宅時医学総合管理	同上
		6 施設入居時等医学総合管理	同上
		7 在宅がん医療総合診療	同上
		8 救急搬送診療	同上
		9 在宅患者訪問看護・指導	同上
		10 同一建物居住者訪問看護・指導	同上
		11 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
		12 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	同上
		13 訪問看護指示	同上
		14 介護職員等喀痰吸引等指示	同上
		15 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
		16 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
		17 在宅患者連携指導	同上
		18 在宅患者緊急時等カンファレンス	同上
		19 在宅患者共同診療	同上
		20 在宅患者訪問褥瘡管理指導	同上
		21 歯科訪問診療	同上
		22 訪問歯科衛生指導	同上
		23 歯科疾患在宅療養管理	同上
		24 在宅患者歯科治療総合医療管理	同上
		25 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	②在宅療養指導	1 退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 在宅自己注射指導管理	同上
		3 在宅小児低血糖症患者指導管理	同上
		4 在宅妊娠糖尿病患者指導管理	同上
		5 在宅自己腹膜灌流指導管理	同上
		6 在宅血液透析指導管理	同上
		7 在宅酸素療法指導管理	同上
		8 在宅中心静脈栄養法指導管理	同上
		9 在宅成分栄養経管栄養法指導管理	同上
		10 在宅小児経管栄養法指導管理	同上
		11 在宅自己導尿指導管理	同上
		12 在宅人工呼吸指導管理	同上
		13 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
		14 在宅悪性腫瘍患者等指導管理	同上
		15 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	同上
		16 在宅寝たきり患者処置指導管理	同上
		17 在宅自己疼痛管理指導管理	同上
		18 在宅振戦等刺激装置治療指導管理	同上
		19 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理	同上
		20 在宅仙骨神経刺激療法指導管理	同上
		21 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上
		22 在宅気管切開患者指導管理	同上
		23 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理	同上
		24 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理	同上
	③診療内容	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
		2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
		3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択
		4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択
		5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択
		6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
		7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
		8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択
		9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択
		10 レスビレーター	診療内容に合致するものを選択
		11 モニター測定	診療内容に合致するものを選択
		12 尿カテーテル	診療内容に合致するものを選択
		13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
		14 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
	④他施設との連携	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
		4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		5 薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合に選択

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
13)	対応可能な介護保険サービス			
	①施設サービス	1	介護福祉施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
		2	介護保健施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
		3	介護療養施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。
	②居宅介護支援	1	居宅介護支援	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（居宅サービス計画）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。
	③居宅サービス	1	訪問介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、要介護者であって、居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。）において介護を受けるもの（居宅要介護者）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。
		2	訪問入浴介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		3	訪問看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		4	訪問リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
		5	居宅療養管理指導	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。
		6	通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。
		7	通所リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		8	短期入所生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		9	短期入所療養介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。
		10	特定施設入居者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		11	福祉用具貸与	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		12	特定福祉用具販売	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
④地域密着型サービス		1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
		2	夜間対応型訪問介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
		3	地域密着型通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと。
		4	認知症対応型通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者であつて、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		5	小規模多機能型居宅介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		6	認知症対応型共同生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状态にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
		7	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（介護専用型特定施設）のうち、その入居定員が29人以下であるもの（地域密着型特定施設）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
		9	複合型サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。
	⑤介護予防支援	1	介護予防支援	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	⑥介護予防サービス	1	介護予防訪問介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、要支援者であって、居宅において支援を受けるものについて、その者の居宅において、その介護予防（身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。）を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。
		2	介護予防訪問入浴介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
		3	介護予防訪問看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
		4	介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		5	介護予防居宅療養管理指導	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。
		6	介護予防通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法（昭和38年法律第133号）で定める老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。
		7	介護予防通所リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
		8	介護予防短期入所生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
		9	介護予防短期入所療養介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。
		10	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
		11	介護予防福祉用具貸与	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
		12	特定介護予防福祉用具販売	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

【病院用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	⑦介護予防地域密着型サービス	1	介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		2	介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
		3	介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
	⑧地域支援事業	1	第一号訪問事業	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業。
		2	第一号通所事業	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業。
14)	医療従事者	1	医師	
		2	歯科医師	
		3	薬剤師	
		4	看護師及び准看護師	
		5	助産師	
		6	歯科衛生士	
		7	診療放射線技師	
		8	理学療法士	
		9	作業療法士	
15)	オーダーリングシステムの導入の有無及び導入状況	1	検査	
		2	処方	
		3	予約	

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
1)	時間外（休日夜間）対応	1	終日の対応
		2	病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応
		3	連携する病院又は診療所への電話の転送
2)	障害者に対する配慮	1	手話による対応
		2	施設内の情報の表示
		3	音声による情報の伝達
		4	施設内点字ブロックの設置
		5	点字による表示
3)	車椅子利用者に対する配慮	1	施設のバリアフリー化の実施
4)	受動喫煙防止対策	1	施設内における全面禁煙の実施
		2	喫煙室の設置
5)	医療保険、公費負担等	1	保険医療機関
		2	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関
		3	労災保険指定医療機関
		4	指定自立支援医療機関（更生医療）
		5	指定自立支援医療機関（育成医療）
		6	指定自立支援医療機関（精神通院医療）
		7	身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関
		8	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院
		9	精神保健指定医の配置されている医療機関

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの
		10 生活保護法指定医療機関（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく指定医療機関を含む。）
		11 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）
		12 結核指定医療機関
		13 指定養育医療機関
		14 指定療育機関
		15 指定小児慢性特定疾病医療機関
		16 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定医療機関
		17 戦傷病者特別援護法指定医療機関
		18 原子爆弾被害者医療指定医療機関
		19 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関
		20 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関
		21 公害医療機関
		22 母体保護法指定医の配置されている医療機関

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		23	特定機能病院
		24	臨床研究中核病院
		25	地域医療支援病院
		26	災害拠点病院
		27	へき地医療拠点病院
		28	小児救急医療拠点病院
		29	救命救急センター
		30	臨床研修病院
		31	特定行為研修指定研修機関
		32	臨床修練病院等
		33	臨床教授等病院
		34	がん診療連携拠点病院
		35	エイズ治療拠点病院

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		36	肝疾患診療連携拠点病院
		37	特定疾患治療研究事業委託医療機関
		38	在宅療養支援診療所
		39	在宅療養支援歯科診療所
		40	在宅療養支援病院
		41	在宅療養後方支援病院
		42	DPC対象病院
		43	無料低額診療事業実施医療機関
		44	総合周産期母子医療センター
		45	地域周産期母子医療センター
		46	不妊専門相談センター

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		47	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
6)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類	1	平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類
7)	併設している介護関係施設等	1	介護老人福祉施設
		2	介護老人保健施設
		3	居宅介護支援事業所
		4	介護予防支援事業所
		5	老人介護支援センター
		6	訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		7	通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所
		8	通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所
		9	短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所
		10	短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所
		11	特定施設又は介護予防特定施設
		12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
		13	地域密着型通所介護

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		14	認知症対応型通所介護事業所又は介護予防 認知症対応型通所介護事業所
		15	小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所
		16	認知症対応型グループホーム又は介護予防 認知症対応型グループホーム
		17	地域密着型特定施設
		18	地域密着型介護老人福祉施設
		19	複合型サービス事業所
		20	第一号通所事業に係る事業所
8)	対応可能な短期滞在手術		
	①日帰り手術	1	皮膚、皮下腫瘍摘出術

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		2	腋臭症手術
		3	半月板切除術
		4	関節鏡下半月板切除術
		5	手根管開放手術
		6	関節鏡下手根管開放手術
		7	水晶体再建術
		8	乳腺腫瘍摘出術
		9	気管支狭窄拡張術
		10	気管支腫瘍摘出術
		11	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術
		12	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術
		13	経尿道的レーザー前立腺切除術
	②1泊2日手術	1	関節鼠摘出手術
		2	関節鏡下関節鼠摘出手術
		3	半月板縫合術
		4	関節鏡下半月板縫合術
		5	靱帯断裂縫合術
		6	関節鏡下靱帯断裂縫合術
		7	顎下腺腫瘍摘出術
		8	顎下腺摘出術
		9	甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術
		10	腹腔鏡下胆嚢摘出術
		11	腹腔鏡下虫垂切除術
		12	痔核手術（脱肛を含む。）
		13	経尿道的尿路結石除去術
		14	尿失禁手術
		15	子宮附属器腫瘍摘出術
	③4泊5日手術	1	腋臭症手術
		2	関節鏡下手根管開放手術
		3	胸腔鏡下交感神経節切除術
		4	水晶体再建術
		5	乳腺腫瘍摘出術
		6	経皮的シャント拡張術・血栓除去術
		7	下肢静脈瘤手術
		8	ヘルニア手術
		9	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術
		10	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術
		11	痔核手術（脱肛を含む。）

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		12	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
		13	子宮頸部（腔部）切除術
		14	子宮鏡下子宮筋腫摘出術
9)	対応可能な予防接種	1	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合の予防接種
		2	ジフテリア、百日せき及び破傷風の三種混合の予防接種
		3	ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種
		4	急性灰白髄炎の予防接種
		5	麻しんの予防接種
		6	風しんの予防接種
		7	麻しん及び風しんの二種混合の予防接種
		8	日本脳炎の予防接種
		9	破傷風の予防接種
		10	結核の予防接種
		11	Hib感染症の予防接種
		12	小児の肺炎球菌感染症の予防接種
		13	ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種
		14	水痘の予防接種
		15	インフルエンザの予防接種
		16	成人の肺炎球菌感染症の予防接種
		17	おたふくかぜの予防接種
		18	A型肝炎の予防接種
		19	B型肝炎の予防接種
		20	コレラの予防接種
		21	狂犬病の予防接種
		22	黄熱病の予防接種
		23	ロタウイルス感染症の予防接種
		24	髄膜炎菌感染症の予防接種
10)	対応可能な在宅医療		
	①在宅医療	1	往診（終日対応することができるものに限る。）
		2	上記以外の往診
		3	退院時共同指導
		4	在宅患者訪問診療
		5	在宅時医学総合管理
		6	施設入居時等医学総合管理
		7	在宅がん医療総合診療
		8	救急搬送診療
		9	在宅患者訪問看護・指導
		10	同一建物居住者訪問看護・指導
		11	在宅患者訪問点滴注射管理指導
		12	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理
		13	訪問看護指示
		14	介護職員等喀痰吸引等指示

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		15	在宅患者訪問薬剤管理指導
		16	在宅患者訪問栄養食事指導
		17	在宅患者連携指導
		18	在宅患者緊急時等カンファレンス
		19	在宅患者共同診療
		20	在宅患者訪問褥瘡管理指導
		21	歯科訪問診療
		22	訪問歯科衛生指導
		23	歯科疾患在宅療養管理
		24	在宅患者歯科治療総合医療管理
		25	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理
	②在宅療養指導	1	退院前在宅療養指導管理
		2	在宅自己注射指導管理
		3	在宅小児低血糖症患者指導管理
		4	在宅妊娠糖尿病患者指導管理
		5	在宅自己腹膜灌流指導管理
		6	在宅血液透析指導管理
		7	在宅酸素療法指導管理
		8	在宅中心静脈栄養法指導管理
		9	在宅成分栄養経管栄養法指導管理
		10	在宅小児経管栄養法指導管理
		11	在宅自己導尿指導管理
		12	在宅人工呼吸指導管理
		13	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
		14	在宅悪性腫瘍患者等指導管理
		15	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理
		16	在宅寝たきり患者処置指導管理
		17	在宅自己疼痛管理指導管理
		18	在宅振戦等刺激装置治療指導管理
		19	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理
		20	在宅仙骨神経刺激療法指導管理
		21	在宅肺高血圧症患者指導管理
		22	在宅気管切開患者指導管理
		23	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理
		24	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理
	③診療内容	1	点滴の管理
		2	中心静脈栄養
		3	腹膜透析
		4	酸素療法

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		5	経管栄養
		6	疼痛の管理
		7	褥瘡の管理
		8	人工肛門の管理
		9	人工膀胱の管理
		10	レスピレーター
		11	モニター測定
		12	尿カテーテル
		13	気管切開部の処置
		14	在宅ターミナルケアの対応
	④他施設との連携	1	病院との連携
		2	診療所との連携
		3	訪問看護ステーションとの連携
		4	居宅介護支援事業所との連携
		5	薬局との連携
11)	対応可能な介護保険サービス		
	①施設サービス	1	介護福祉施設サービス
		2	介護保健施設サービス
		3	介護療養施設サービス
	②居宅介護支援	1	居宅介護支援
	③居宅サービス	1	訪問介護
		2	訪問入浴介護

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		3	訪問看護
		4	訪問リハビリテーション
		5	居宅療養管理指導
		6	通所介護
		7	通所リハビリテーション
		8	短期入所生活介護
		9	短期入所療養介護
		10	特定施設入居者生活介護
		11	福祉用具貸与
		12	特定福祉用具販売

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
	④地域密着型サービス	1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		2	夜間対応型訪問介護
		3	地域密着型通所介護
		4	認知症対応型通所介護
		5	小規模多機能型居宅介護
		6	認知症対応型共同生活介護
		7	地域密着型特定施設入居者生活介護
		8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		9	複合型サービス
	⑤介護予防支援	1	介護予防支援
	⑥介護予防サービス	1	介護予防訪問介護
		2	介護予防訪問入浴介護
		3	介護予防訪問看護
		4	介護予防訪問リハビリテーション
		5	介護予防居宅療養管理指導
		6	介護予防通所介護
		7	介護予防通所リハビリテーション
		8	介護予防短期入所生活介護

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		9	介護予防短期入所療養介護
		10	介護予防特定施設入居者生活介護
		11	介護予防福祉用具貸与
		12	特定介護予防福祉用具販売
	⑦介護予防地域密着型サービス	1	介護予防認知症対応型通所介護
		2	介護予防小規模多機能型居宅介護
		3	介護予防認知症対応型共同生活介護
	⑧地域支援事業	1	第一号訪問事業
		2	第一号通所事業
12)	医療従事者	1	医師
		2	歯科医師
		3	薬剤師
		4	看護師及び准看護師
		5	助産師

【診療所用】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの
		6	歯科衛生士
		7	診療放射線技師
		8	理学療法士
		9	作業療法士

別表 1

記載上の留意事項
病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと
診療時間外（含む休日・夜間）に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること
病院・診療所が、診療時間外（含む休日・夜間）に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること
視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）により指定を受けた医療機関
保険医療機関以外の医療機関
労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関

別表 1

記載上の留意事項
生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関
児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）により、結核にかかっている児童に対し必要な医療等を行う機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関
児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する病院
公害健康被害の補償等に関する法律（昭和４８年法律第１１１号）により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関
母体保護法（昭和２３年法律第１５６号）により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関

別表 1

記載上の留意事項
医療法（昭和23年法律第205号）により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院
医療法（昭和23年法律第205号）により、特定臨床研究を行う病院で一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣が個別に承認する病院
医療法（昭和23年法律第205号）により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院
「災害拠点病院整備事業の実施について（平成8年5月10日付健政発第435号）」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院
「へき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付医政発第529号）」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院
「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院
「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
医師法（昭和23年法律第201号）により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師が医療に関する知識及び技能の教授又は医学もしくは歯科医学の研究を行うため、高度かつ専門的な医療を提供する病院として、厚生労働大臣が指定する病院
「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日付健発第0301001号）により、地域におけるがん診療の連携の拠点として、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した病院
「エイズ治療の拠点病院の整備について（平成5年健医発第825号）」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院

別表 1

記載上の留意事項
「肝疾患診療体制の整備について（平成１９年健発第０４１９００１号）」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
「特定疾患治療研究事業について（昭和４８年衛発第２４２号）」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当として都道府県が契約した医療機関
「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６３号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た診療所
「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、在宅等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６３号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出たもの
「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６３号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６３号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成１８年厚生労働省告示第１３８号）」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院
社会福祉法(昭和２６年法律第４５号)により、生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
「周産期医療体制整備指針」（平成２２年１月２６日付医政発０１２６第１号の別添２）により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療施設として、都道府県が指定したもの
「周産期医療体制整備指針」（平成２２年１月２６日付医政発０１２６第１号の別添２）により、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として、都道府県が認定したもの
「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成１７年８月２３日付雇児発第０８２３００１号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設

別表 1

記載上の留意事項
警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから１～２週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が３０人以上であるものに限る。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあつては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行う事業所
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する居宅要支援者が、指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所
老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所

別表 1

記載上の留意事項
居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所又は居宅要支援者について、その介護予防を目的として、同法の規定する老人デイサービス等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所
居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事業所
居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、次の各号のいずれかに該当するものを行う事業所 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと。

別表 1

記載上の留意事項
居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（認知症）であるものについて、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は要支援者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（介護専用型特定施設）のうち、その入居定員が29人以下であるもの
老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限る。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを行う事業所
介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所
当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

別表 1

[illegible]

別表 1

[illegible]

別表 1

記載上の留意事項	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	
同上	

別表 1

記載上の留意事項
診療内容に合致するものを選択
診療内容に合致するものを選択
診療内容に合致するものを選択
診療内容に合致するものを選択
診療内容に合致するものを選択
診療内容に合致するものを選択
診療内容に合致するものを選択
診療内容に合致するものを選択
診療内容に合致するものを選択
診療内容に合致するものを選択
診療内容に合致するものを選択
診療内容に合致するものを選択
常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合に選択
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(居宅サービス計画)を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。)において介護を受けるもの(居宅要介護者)について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

別表 1

記載上の留意事項
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

別表 1

記載上の留意事項
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（介護専用型特定施設）のうち、その入居定員が２９人以下であるもの（地域密着型特定施設）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

別表 1

記載上の留意事項
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、要支援者であって、居宅において支援を受けるものについて、その者の居宅において、その介護予防（身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。）を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）で定める老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。
介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

別表 1

記載上の留意事項
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護専用型特定施設を除く。)に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
要支援であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業。
介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業。

別表 1

記載上の留意事項

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	障害者に対する配慮	1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		3 音声による情報の伝達	音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
2)	車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
3)	受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施	
		2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
4)	医療保険、公費負担等	1 保険医療機関	健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）により指定を受けた医療機関
		高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関
		3 労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
		4 指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		5 指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
		6 指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
		7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関
		8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院
		9 精神保健指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関
		10 生活保護法指定医療機関（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく指定医療機関を含む。）	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
		11 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		12 結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		13 指定養育医療機関	母子保健法（昭和40年法律第141号）により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関
		14 指定療育機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、結核にかかっている児童に対し必要な医療等を行う機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関
		15 指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
		16 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
		17 戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
		18 原子爆弾被害者医療指定医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		19 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
		20 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する病院
		21 公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関
		22 母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法（昭和23年法律第156号）により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関
		23 特定機能病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院
		24 臨床研究中核病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、特定臨床研究を行う病院で一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣が個別に承認する病院
		25 地域医療支援病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		26	災害拠点病院	「災害拠点病院整備事業の実施について（平成8年5月10日付健政発第435号）」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院
		27	へき地医療拠点病院	「へき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付医政発第529号）」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院
		28	小児救急医療拠点病院	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院
		29	救命救急センター	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
		30	臨床研修病院	医師法（昭和23年法律第201号）により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
		31	特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
		32	臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
		33	臨床教授等病院	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師が医療に関する知識及び技能の教授又は医学もしくは歯科医学の研究を行うため、高度かつ専門的な医療を提供する病院として、厚生労働大臣が指定する病院
		34	がん診療連携拠点病院	「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日付健発第0301001号）により、地域におけるがん診療の連携の拠点として、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した病院
		35	エイズ治療拠点病院	「エイズ治療の拠点病院の整備について（平成5年健医発第825号）」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
		36	肝疾患診療連携拠点病院	「肝疾患診療体制の整備について（平成19年健発第0419001号）」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
		37	特定疾患治療研究事業委託医療機関	「特定疾患治療研究事業について（昭和48年衛発第242号）」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当として都道府県が契約した医療機関

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		38	在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６３号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た診療所
		39	在宅療養支援歯科診療所	「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、在宅等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６３号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出たもの
		40	在宅療養支援病院	「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６３号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
		41	在宅療養後方支援病院	「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成２０年厚生労働省告示第６３号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
		42	DPC対象病院	「診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成１８年厚生労働省告示第１３８号）」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院
		43	無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法(昭和２６年法律第４５号)により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
		44	総合周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成２２年１月２６日付医政発０１２６第１号の別添２）により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療施設として、都道府県が指定したもの
		45	地域周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成２２年１月２６日付医政発０１２６第１号の別添２）により、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として、都道府県が認定したもの
		46	不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成１７年８月２３日付雇児発第０８２３００１号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設
		47	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから１～２週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
5)	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類	1	平成１９年厚生労働省告示第１０８号第１条第２号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類	

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
6)	対応可能な在宅医療		
	①在宅医療	1 往診（終日対応することができるものに限る。）	2 4 時間の往診が可能な場合に選択
		2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
		3 退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4 在宅患者訪問診療	同上
		5 在宅時医学総合管理	同上
		6 施設入居時等医学総合管理	同上
		7 在宅がん医療総合診療	同上
		8 救急搬送診療	同上
		9 在宅患者訪問看護・指導	同上
		10 同一建物居住者訪問看護・指導	同上
		11 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
		12 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	同上
		13 訪問看護指示	同上
		14 介護職員等喀痰吸引等指示	同上
		15 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
		16 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
		17 在宅患者連携指導	同上
		18 在宅患者緊急時等カンファレンス	同上
		19 在宅患者共同診療	同上
		20 在宅患者訪問褥瘡管理指導	同上
		21 歯科訪問診療	同上
		22 訪問歯科衛生指導	同上
		23 歯科疾患在宅療養管理	同上
		24 在宅患者歯科治療総合医療管理	同上
		25 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理	同上
	②在宅療養指導	1 退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2 在宅自己注射指導管理	同上
		3 在宅小児低血糖症患者指導管理	同上
		4 在宅妊娠糖尿病患者指導管理	同上
		5 在宅自己腹膜灌流指導管理	同上
		6 在宅血液透析指導管理	同上
		7 在宅酸素療法指導管理	同上
		8 在宅中心静脈栄養法指導管理	同上
		9 在宅成分栄養経管栄養法指導管理	同上
		10 在宅小児経管栄養法指導管理	同上
		11 在宅自己導尿指導管理	同上
		12 在宅人工呼吸指導管理	同上
		13 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
		14 在宅悪性腫瘍患者等指導管理	同上

【歯科診療所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		15 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理	同上
		16 在宅寝たきり患者処置指導管理	同上
		17 在宅自己疼痛管理指導管理	同上
		18 在宅振戦等刺激装置治療指導管理	同上
		19 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理	同上
		20 在宅仙骨神経刺激療法指導管理	同上
		21 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上
		22 在宅気管切開患者指導管理	同上
		23 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理	同上
		24 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理	同上
	③診療内容	1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
		2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
		3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択
		4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択
		5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択
		6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
		7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
		8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択
		9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択
		10 レスピレーター	診療内容に合致するものを選択
		11 モニター測定	診療内容に合致するものを選択
		12 尿カテーテル	診療内容に合致するものを選択
		13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
		14 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
	④他施設との連携	1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
		4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		5 薬局との連携	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合に選択
	7) 医療従事者	1 医師	
		2 歯科医師	
		3 薬剤師	
		4 看護師及び准看護師	
		5 助産師	
		6 歯科衛生士	
		7 診療放射線技師	
		8 理学療法士	
		9 作業療法士	

【助産所用】

別表 1

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1)	助産所の業務形態	1 助産所内における業務の実施 2 出張による業務の実施	
2)	障害者に対する配慮	1 手話による対応 2 施設内の情報の表示 3 音声による情報の伝達 4 施設内点字ブロックの設置 5 点字による表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3)	車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
4)	受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施 2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
5)	妊婦等に対する相談又は指導	1 周産期相談 2 母乳育児相談 3 栄養相談 4 家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。） 5 女性の健康相談 6 訪問相談又は訪問指導	その他の育児相談も含む。 思春期の保健対策と健康教育を含む。
6)	医療従事者	4 看護師及び准看護師 5 助産師	

【対応可能な疾患・治療内容】

別表2

※全体に係る留意事項

- 実施件数が求められている項目については、報告する年度の前年度に実施された件数を記載すること
- 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とし、公的医療保険による療養等の給付又は公費負担医療に係る給付として実施するものに限ること(ただし、「正常分娩」、「成人の歯科矯正治療」を除く)
- リハビリ領域において、実施件数とは取り扱った実患者数とする。

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
1)	皮膚・形成外科領域	1	皮膚・形成外科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	真菌検査(顕微鏡検査)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	皮膚生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	凍結療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	光線療法(紫外線・赤外線・PUVA)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	中等症の熱傷の入院治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	顔面外傷の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	皮膚悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「皮膚悪性腫瘍切除術」を算定しているもの
		9	皮膚悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	マイクロサージェリーによる遊離組織移植		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	唇顎口蓋裂手術	○	医科診療報酬点数表の「顎・口蓋裂形成手術」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		13	アトピー性皮膚炎の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2)	神経・脳血管領域	1	神経・脳血管領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	脳波検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	長期継続頭蓋内脳波検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	光トポグラフィー		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	脳磁図		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	頭蓋内圧持続測定		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	頸部動脈血栓内膜剥離術	○	医科診療報酬点数表の「動脈血栓内膜摘出術 2内頸動脈」を算定しているもの
		8-1	経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術（終日対応することができるものに限る。）	○	医科診療報酬点数表の「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定しているもの
		8-2	上記以外の経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術		
		9	抗血栓療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10-1	頭蓋内血腫除去術（終日対応することができるものに限る。）	○	医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）」を算定しているもの
		10-2	上記以外の頭蓋内血腫除去術		
		11-1	脳動脈瘤根治術（被包術、クリッピング）（終日対応することができるものに限る。）	○	医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）」「脳動脈瘤頸部クリッピング」を算定しているもの
		11-2	上記以外の脳動脈瘤根治術（被包術、クリッピング）		
		12	脳動静脈奇形摘出術	○	医科診療報酬点数表の「脳動静脈奇形摘出術」を算定しているもの
		13	脳血管内手術	○	医科診療報酬点数表の「脳血管内手術」を算定しているもの
		14	脳腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「頭蓋内腫瘍摘出術」を算定しているもの
		15	脊髄腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「脊髄腫瘍摘出術」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		16	悪性脳腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	悪性脳腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	小児脳外科手術	○	乳児・幼児・学童に対し脳外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)
		19	てんかん手術を含む機能的脳神経手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
3)	精神科・神経科領域	1	精神科・神経科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	臨床心理・神経心理検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	精神療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	精神分析療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	心身医学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	終夜睡眠ポリグラフィー		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	禁煙指導(ニコチン依存症管理)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	思春期のうつ病又は躁うつ病		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	睡眠障害		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	摂食障害(拒食症・過食症)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	アルコール依存症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	薬物依存症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	神経症性障害(強迫性障害、不安障害、パニック障害等)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		14	認知症		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	心的外傷後ストレス障害(PTSD)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		16	発達障害（自閉症、学習障害等）		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	精神科ショート・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	精神科デイ・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		19	精神科ナイト・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		20	精神科デイ・ナイト・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		21	重度認知症患者デイ・ケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	4) 眼領域	1	眼領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	硝子体手術	○	医科診療報酬点数表の「硝子体注入・吸引術」「硝子体切除術」「硝子体茎頭顕微鏡下離断術」「網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）」又は、「増殖性硝子体網膜症手術」を算定しているもの
		3	水晶体再建術（白内障手術）	○	医科診療報酬点数表の「水晶体再建術」を算定しているもの
		4	緑内障手術	○	医科診療報酬点数表の「緑内障手術」を算定しているもの
		5	網膜光凝固術（網膜剥離手術）	○	医科診療報酬点数表の「網膜光凝固術」を算定しているもの
		6	斜視手術	○	医科診療報酬点数表の「斜視手術」を算定しているもの
		7	角膜移植術	○	医科診療報酬点数表の「角膜移植術」を算定しているもの
		8	コンタクトレンズ検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	小児視力障害診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	5) 耳鼻咽喉領域	1	耳鼻咽喉領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	喉頭ファイバースコープ		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		3	純音聴力検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	補聴器適合検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	電気味覚検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	小児聴力障害診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	鼓室形成手術	○	医科診療報酬点数表の「鼓室形成手術」を算定しているもの
		8	副鼻腔炎手術	○	医科診療報酬点数表の「上顎洞根治手術」「鼻内上顎洞根治手術」「鼻内篩骨洞根治手術」「鼻内蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞根治手術」「前頭洞篩骨洞根治手術」「篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術」「前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術」又は、「汎副鼻腔根治手術」を算定しているもの
		9	内視鏡下副鼻腔炎手術	○	上記手術について医科診療報酬点数表の「副鼻腔手術用内視鏡加算」を算定しているもの
		10	舌悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「舌悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		11	舌悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	舌悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	咽頭悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「咽頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		14	咽頭悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	咽頭悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		16	喉頭悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「喉頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		17	喉頭悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	喉頭悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		19	摂食機能障害の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
6)	呼吸器領域	1	呼吸器領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	気管支ファイバースコープ		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	肺悪性腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		4	胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		5	肺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	肺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	在宅持続陽圧呼吸療法（睡眠時無呼吸症候群治療）		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	在宅酸素療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
7)	消化器系領域	1	消化器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	上部消化管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	上部消化管内視鏡的切除術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの
		4	下部消化管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	下部消化管内視鏡的切除術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの
		6	虫垂切除術（ただし、乳幼児に係るものを除く。）	○	医科診療報酬点数表の「虫垂切除術」を算定しているもの（乳幼児に実施したものを除く）
		7	食道悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「食道悪性腫瘍手術」又は「食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）」を算定しているもの
		8	食道悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	食道悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	胃悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「胃切除術」又は「胃全摘術」を算定しているもの
		11	腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胃切除術」又は「腹腔鏡下胃全摘術」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		12	胃悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	胃悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		14	大腸悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「結腸切除術 3全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術」又は「直腸切除・切断術」を算定しているもの
		15	腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下直腸切除・切断術」を算定しているもの
		16	大腸悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	人工肛門の管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
8)	肝・胆道・膵臓領域	1	肝・胆道・膵臓領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	肝生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	肝悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「肝切除術」を算定しているもの
		4	肝悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	胆道悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「胆管悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		6	胆道悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	開腹による胆石症手術	○	医科診療報酬点数表の「胆管切開術」「胆嚢切開結石摘出術」「胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む。）」又は、「胆嚢摘出術」を算定しているもの
		8	腹腔鏡下胆石症手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胆管切開結石摘出術」又は「腹腔鏡下胆嚢摘出術」を算定しているもの
		9	内視鏡的胆道ドレナージ	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胆道ステント留置術」を算定しているもの
		10	経皮経肝的胆道ドレナージ	○	医科診療報酬点数表の「胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」「経皮経肝胆管ステント挿入術」又は、「肝内胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」を算定しているもの
		11	膵悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「膵体尾部腫瘍切除術」「膵頭部腫瘍切除術」又は、「膵全摘術」を算定しているもの
		12	膵悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	膵悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		14	体外衝撃波胆石破碎術	○	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波胆石破碎術（一連につき）」を算定しているもの
		15	生体肝移植	○	医科診療報酬点数表の「生体部分肝移植」を算定しているもの
9)	循環器系領域	1	循環器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	ホルター型心電図検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3-1	心臓カテーテル法による諸検査（終日対応することができるものに限る。）		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3-2	上記以外の心臓カテーテル法による諸検査		
		4	心臓カテーテル法による血管内視鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	冠動脈バイパス術	○	医科診療報酬点数表の「冠動脈、大動脈バイパス移植術」又は「冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）」を算定しているもの
		6	経皮的冠動脈形成術（PTCA）	○	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈形成術 1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの」を算定しているもの
		7	経皮的冠動脈血栓吸引術	○	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈血栓吸引術」を算定しているもの
		8	経皮的冠動脈ステント留置術	○	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈ステント留置術」を算定しているもの
		9	弁膜症手術	○	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」を算定しているもの
		10	開心術	○	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」以外の開心術を算定しているもの
		11	大動脈瘤手術	○	医科診療報酬点数表の「大動脈瘤切除術」を算定しているもの
		12	下肢静脈瘤手術	○	医科診療報酬点数表の「下肢静脈瘤手術」を算定しているもの
		13	ペースメーカー移植術	○	医科診療報酬点数表の「ペースメーカー移植術」を算定しているもの
		14	ペースメーカー管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
10)	腎・泌尿器系領域	1	腎・泌尿器系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		2	膀胱鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	腎生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	血液透析		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	夜間透析		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	腹膜透析（CAPD）		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	体外衝撃波腎・尿路結石破碎術	○	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波腎・尿管結石破碎術（一連につき）」を算定しているもの
		8	腎悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腎（尿管）悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		9	腎悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	膀胱悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「膀胱悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		11	膀胱悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	前立腺悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		13	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		14	前立腺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	前立腺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		16	生体腎移植	○	医科診療報酬点数表の「生体腎移植術」を算定しているもの
		17	尿失禁の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
11)	産科領域	1	産科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	正常分娩	○	診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
		3	選択帝王切開術	○	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 2選択帝王切開」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		4	緊急帝王切開術	○	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 1緊急帝王切開」を算定しているもの
		5	卵管形成手術	○	医科診療報酬点数表の「卵管形成手術(卵管・卵巣移植、卵管架橋等)」を算定しているもの
		6	卵管鏡下卵管形成術	○	医科診療報酬点数表の「卵管鏡下卵管形成術」を算定しているもの
		7	ハイリスク妊産婦共同管理		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
12)	婦人科領域	1	婦人科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	更年期障害治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	子宮筋腫摘出術	○	医科診療報酬点数表の「子宮筋腫摘出(核出)術」を算定しているもの
		4	腹腔鏡下子宮筋腫摘出術	○	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術」を算定しているもの
		5	子宮悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「子宮悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		6	子宮悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	子宮悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	卵巣悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)」を算定しているもの
		9	卵巣悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	卵巣悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
13)	乳腺領域	1	乳腺領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	乳腺悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「乳腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		3	乳腺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	乳腺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
14)	内分泌・代謝・栄養領域	1	内分泌・代謝・栄養領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	内分泌機能検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	インスリン療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	糖尿病患者教育（食事療法、運動療法、自己血糖測定）		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	甲状腺腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）」又は「甲状腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		7	甲状腺悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	甲状腺悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	副腎悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「副腎悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		10	副腎腫瘍摘出術	○	医科診療報酬点数表の「副腎腫瘍摘出術」を算定しているもの
15)	血液・免疫系領域	1	血液・免疫系領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	骨髄生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	リンパ節生検		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	造血器腫瘍遺伝子検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	白血病化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	白血病放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	骨髄移植	○	医科診療報酬点数表の「骨髄移植」を算定しているもの
		8	臍帯血移植	○	医科診療報酬点数表の「臍帯血移植」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		9	リンパ組織悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	リンパ組織悪性腫瘍放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	血液凝固異常の診断及び治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	エイズ診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	アレルギーの減感作療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
16)	筋・骨格系及び外傷領域	1	筋・骨格系及び外傷領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	関節鏡検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	手の外科手術		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	アキレス腱断裂手術(筋・腱手術)	○	医科診療報酬点数表の「アキレス腱断裂手術」を算定しているもの
		5	骨折観血的手術	○	医科診療報酬点数表の「骨折観血的手術」を算定しているもの
		6	人工股関節置換術(関節手術)	○	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を股関節について算定しているもの(概数で差し支えない)
		7	人工膝関節置換術(関節手術)	○	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を膝関節について算定しているもの(概数で差し支えない)
		8	脊椎手術	○	医科診療報酬点数表の「椎弓切除術」「内視鏡下椎弓切除術」「椎弓形成術」「黄色靱帯骨化症手術」「脊椎、骨盤腫瘍切除術」「脊椎、骨盤悪性腫瘍手術」「脊椎披裂手術」「脊椎骨切り術」「脊椎固定術」「脊椎側彎症手術」「内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)」又は、「体外式脊椎固定術」を算定しているもの
		9	椎間板摘出術	○	医科診療報酬点数表の「椎間板摘出術」を算定しているもの
		10	椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術	○	医科診療報酬点数表の「内視鏡下椎間板摘出(切除)術」を算定しているもの
		11	軟部悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術」を算定しているもの
		12	軟部悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	骨悪性腫瘍手術	○	医科診療報酬点数表の「骨悪性腫瘍手術」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		14	骨悪性腫瘍化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		15	小児整形外科手術	○	乳児・幼児・学童に対して整形外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)
		16	義肢装具の作成及び評価		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
17)	リハビリ領域	1	視能訓練		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	摂食機能療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	心大血管疾患リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「心大血管疾患リハビリテーション料」を算定しているもの
		4	脳血管疾患等リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「脳血管疾患等リハビリテーション料」を算定しているもの
		5	廃用症候群リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「廃用症候群リハビリテーション料」を算定しているもの
		6	運動器リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「運動器リハビリテーション料」を算定しているもの
		7	呼吸器リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「呼吸器リハビリテーション料」を算定しているもの
		8	難病患者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「難病患者リハビリテーション料」を算定しているもの
		9	障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「障害児(者)リハビリテーション料」を算定しているもの
		10	がん患者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「がん患者リハビリテーション料」を算定しているもの
		11	認知症患者リハビリテーション	○	医科診療報酬点数表の「認知症患者リハビリテーション料」を算定しているもの
18)	小児領域	1	小児領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	小児循環器疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	小児呼吸器疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	小児腎疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	小児神経疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		6	小児アレルギー疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		7	小児自己免疫疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		8	小児糖尿病		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		9	小児内分泌疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		10	小児先天性代謝疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		11	小児血液疾患		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		12	小児悪性腫瘍		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		13	小児外科手術	○	乳児・幼児・学童に対し外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)
		14	小児の脳炎又は髄膜炎	○	乳児・幼児・学童の脳炎や髄膜炎の加療を行ったもの(概数で差し支えない)
		15	小児の腸重積	○	医科診療報酬点数表の「腸重積症整復術」を算定し、「乳幼児加算」を加算しているもの
		16	乳幼児の育児相談		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		17	夜尿症の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		18	小児食物アレルギー負荷検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
19)	麻酔領域	1	麻酔科標榜医による麻酔(麻酔管理)	○	医科診療報酬点数表の「麻酔管理料」を算定しているもの
		2	全身麻酔	○	医科診療報酬点数表の「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔」を算定しているもの
		3	硬膜外麻酔	○	医科診療報酬点数表の「硬膜外麻酔」を算定しているもの
		4	脊椎麻酔	○	医科診療報酬点数表の「脊椎麻酔」を算定しているもの
		5	神経ブロック		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入	○	医科診療報酬点数表の「硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入(1日につき)(チューブ挿入当日を除く。)」を算定しているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
20)	緩和ケア領域	1	医療用麻薬によるがん疼痛治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	緩和的放射線療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	がんに伴う精神症状のケア		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
21)	放射線治療領域	1	体外照射		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	ガンマナイフによる定位放射線治療	○	医科診療報酬点数表の「ガンマナイフによる定位放射線治療」を算定しているもの
		3	直線加速器による定位放射線治療	○	医科診療報酬点数表の「直線加速器による定位放射線治療」を算定しているもの
		4	粒子線治療	○	医科診療報酬点数表の「粒子線治療」を算定しているもの
		5	密封小線源照射		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	術中照射		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
22)	画像診断	1	画像診断管理(専ら画像診断を担当する医師による読影)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	遠隔画像診断		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	CT撮影	○	医科診療報酬点数表の「コンピューター断層撮影(一連につき) 1 CT撮影」を算定しているもの
		4	MRI撮影	○	医科診療報酬点数表の「磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)」を算定しているもの
		5	マンモグラフィー検査(乳房撮影)	○	医科診療報酬点数表の「撮影 4 乳房撮影(一連につき)」を算定しているもの
		6	ポジトロン断層撮影(PET)、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影	○	医科診療報酬点数表の「ポジトロン断層撮影」「ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連につき)」又は「ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連につき)」を算定しているもの
23)	病理診断	1	病理診断(専ら病理診断を担当する医師による診断)		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
		2	病理迅速検査		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
24)	歯科領域	1	歯科領域の一次診療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	成人の歯科矯正治療		診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
		3	唇顎口蓋裂の歯科矯正治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	顎変形症の歯科矯正治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	著しく歯科診療が困難な者(障害者等)の歯科治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	摂食機能障害の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
25)	口腔外科領域	1	埋伏歯抜歯		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	顎関節症治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		3	顎変形症治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	顎骨骨折治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		5	口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		6	唇顎口蓋裂治療		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
26)	その他	1	漢方医学		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		2	鍼灸治療		医師の指示の下、当該行為が提供されているもの
		3	外来における化学療法		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
		4	在宅における看取り	○	医科診療報酬点数表の「在宅患者訪問診療料(1日につき)」の「在宅ターミナルケア加算」を算定しているもの